

誰もが「幸せ」になる
ユニバーサル社会の実現を目指して

静岡県工賃向上計画 (令和6年度～令和8年度)

～障害のある人が地域で自立した生活を送るために～

令和7年3月改定

静岡県

目次

I	工賃向上計画の概要	1
1	静岡県工賃向上計画の概要	1
II	前計画期間中の取組状況	2
1	前計画期間中の工賃の状況	2
2	前計画期間中の主な取組	4
3	工賃向上に向けた今後の課題	9
III	目標工賃額の設定	10
1	県が目指す目標工賃額と各事業所が目指す目標	10
IV	目標工賃達成に向けた県の取組	12
1	事業所の受注機会を拓げるための取組	12
2	事業所の収益向上につなげるための事業所への支援	14
3	事業所への発注を推進するための取組	16
	参考資料	17

1

静岡県工賃向上計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、それぞれの適正や能力に応じて可能な限り就労し、経済的にも自立することが必要ですが、一般就労が困難なため事業所で福祉的就労を行う障害のある人にとっては、工賃水準の向上が重要であります。

本県では、平成 19 年度に「障害のある人の工賃水準向上のための取組指針」（平成 19 年度～23 年度）、平成 24 年度に「障害のある人の工賃水準向上のための取組指針（改訂版）」（平成 24 年度～26 年度）、平成 27 年度に「静岡県工賃向上計画」（平成 27 年度～29 年度）、平成 29 年度に「静岡県工賃向上計画」（平成 30 年度～32 年度）、令和 3 年度に「静岡県工賃向上計画」（令和 3 年度～5 年度）を策定し、工賃向上に向けて取り組んできました。

その結果、県内事業所の工賃水準は向上し、一定の成果が出ておりますが、目標工賃には達していません。

障害のある人の就労については、集中し落ち着いて作業できる環境など、障害の特性に応じた支援を行い、働くことに負担を感じるのではなく、“働くよろこび”を実感できることを前提として、引き続き工賃向上に向けて計画的に取り組んでいくことが求められています。

国においても、継続して工賃向上に向けた取組を推進することとし、令和 6 年 3 月に「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針の一部改正が示されたところであり、本県としても、この指針の内容に沿って、新たな「静岡県工賃向上計画」を策定し、更なる工賃向上を目指すことにより、障害のある人の経済的な自立の実現に向けて取り組んでまいります。

(2) 計画期間

令和 6 年度から令和 8 年度まで（3 年間）

(3) 対象事業所

就労継続支援 B 型事業所

ただし、就労継続支援 A 型事業所（雇用契約を締結していない利用者に係るものに限る。以下同じ。）、生活介護事業所（生産活動を行っている場合。以下同じ。）、地域活動支援センターのうち「工賃向上計画」を作成し、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所についても本計画の対象とします。

1 前計画期間中の工賃の状況

(1) 前計画期間中の目標工賃

令和3年度から令和5年度までの「静岡県工賃向上計画」では、基本的な方針として、『目指すべき目標工賃月額を30,000円』に定めるとともに、計画の最終年度までに達成すべき目標額を20,000円とし、各事業所が目指すべき目標工賃伸び率を「対前年伸び率5%」に設定しました。

(2) これまでの工賃実績及び目標達成状況

令和4年度の就労継続支援B型事業所における県平均工賃月額は、16,866円となっており、目標工賃には届いていません。(表1)

また、就労継続支援B型事業所の72.0%(322事業所)は、平均工賃月額が20,000円未満であり、61.1%(273事業所)は県平均工賃月額である16,866円に届いていません。(表2)

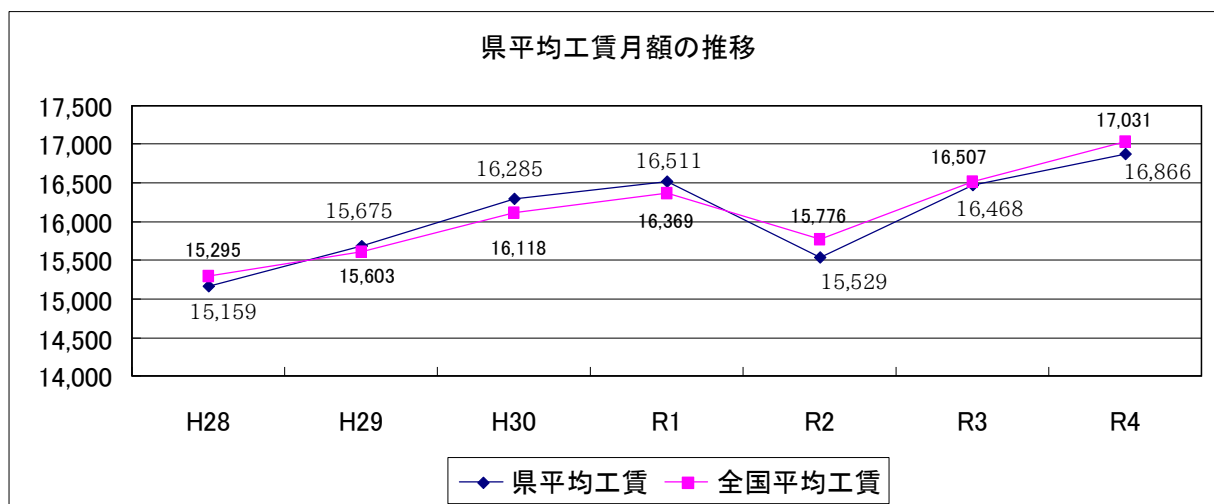
これまで、本県の平均工賃月額は増加傾向にありましたが、令和2年度には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による福製品の販売機会の減少や下請業務の受注の落ち込み等により、前年度より減少しました。令和3年度には、16,468円に増加し、コロナ禍前の令和元年度の水準近くまで回復した一方、令和2年度以降、本県の平均工賃月額は、全国平均を下回っています。(表1)

また、県平均工賃の対前年伸び率は、令和2年度に5.9%減となった後、令和3年度には6.0%、4年度には2.4%の伸びとなるなど、変動が大きい結果となりました。(表1)

一方で、令和4年度においては、工賃月額が対前年度より増加した事業所は5割を超え、対前年度伸び率が5%以上の事業所についても全体の約4割と、前回計画策定時(令和元年度)より49事業所増加しています。(表1、表3)

また、事業所数が令和元年度から令和4年度までに81事業所増加していることに伴い、利用者数も増加しており、令和元年度と令和4年度を比較すると、それぞれ工賃支払総額で298,709千円、支払延べ人数で15,911人増加していることから、前計画期間中で障害のある人の就労の場は確実に増えています。(表1)

なお、令和6年度報酬改定により、平均工賃月額算定式の変更があったことから、令和5年度の県平均工賃月額は21,713円と前年度から大幅に増加しています。(表4) この結果を受け、県目標平均工賃月額についての改定を令和7年3月に行いました。



【表 1】 平均工賃月額実績の推移

区 分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
県平均工賃月額（円）	15,159	15,675	16,285	16,511	15,529	16,468	16,866
対前年伸び率	2.3%	3.4%	3.9%	1.4%	△5.9%	6.0%	2.4%
事業所数（所）	282	309	318	366	397	425	447
工賃30,000円達成事業所数（所）	10	17	24	25	21	28	41
対前年比5%事業所数（所）	114	113	127	122	42	195	171
工賃支払総額（千円）	1,071,089	1,176,728	1,268,229	1,410,286	1,402,911	1,598,576	1,708,995
支払延べ人数（人）	70,656	75,069	77,877	85,416	90,344	97,072	101,327
（参考）県平均工賃時間額（円）	185	195	204	207	204	216	226
全国平均工賃月額（円）	15,295	15,603	16,118	16,369	15,776	16,507	17,031

【表 2】 令和 4 年度平均工賃月額の分布

区分	工賃分布				
	10,000 円未満	10,000 円以上 20,000 円未満	20,000 円以上 30,000 円未満	30,000 円以上	計
事業所数	105	217	84	41	447
割合	23.5%	48.5%	18.8%	9.2%	100.0%

区分	R4 平均工賃 16,866 円未満	R4 平均工賃 16,866 円以上	計
事業所数	273 (61.1%)	174 (38.9%)	447

【表 3】 令和 4 年度対前年伸び率が 5 %以上の事業所数

事業所数 A			B / A	C / A
	工賃が増額した事業所			
	B	うち伸び率 5 %以上の事業所数 C		
447	247	171	55.3%	38.3%

【表 4】令和 5 年度平均工賃月額

区分	R 4	R 5		対前年度比	
		新算定式	旧算定式	新算定式	旧算定式
平均工賃月額	16,866 円	21,713 円	17,470 円	+4,847 円 (128.7%)	+604 円 (103.6%)
全国平均	17,031 円	23,053 円	—	+6,022 円 (135.4%)	—
全国順位	30 位	32 位	—	▲ 2 位	—

2

前計画期間中の主な取組

1 事業所の受注機会を拡げるための取組

(1) 企業等と事業所を“つなぐ”取組の推進による受注機会の確保

ア 「障害者働く幸せ創出センター」による事業所の受注機会の確保

- ・「障害者働く幸せ創出センター」では、静岡市、沼津市、浜松市の計 3 か所を拠点に、福祉と企業等をつなぐ取組として、企業等からの福製品の購入や役務の発注の仲介、商業施設や地域イベントでの福製品の販売会の斡旋などを行い、福製品の販路拡大や役務の受注拡大を図りました。

【表 5】障害者働く幸せ創出センター相談件数及び仲介実績

区分	R3	R4	R5
相談件数	797 件	777 件	1,229 件
製品販売額(イベント等)	35,003 千円	38,013 千円	41,161 千円
下請業務受注額	78,680 千円	100,400 千円	119,563 千円

(2) 障害のある人の“働くこと”や福製品への理解促進

ア 「障害者働く幸せ創出センター」からの情報発信

- ・「障害者働く幸せ創出センター」において、障害のある人の事業所での活動情報の発信を行うことで、障害のある人の“働くこと”の理解促進を図りました。
- ・「ふじのくに福製品WEBカタログ」を活用し、福製品の周知・広報を行うことで、県民への福製品の認知度向上を図りました。

【表 6】障害者働く幸せ創出センター情報発信実績 (単位：件)

区分	R3	R4	R5
電子媒体(メルマガ、SNS)への投稿	39	39	228
メディアへの情報提供	55	29	19

イ 「とも」による販売促進と販路拡大

- ・福製品販売店舗「とも」を県内 2 か所（静岡市、沼津市）で運営し、福製品への理解を深めるとともに、販売の促進を図りました。沼津店では喫茶店を併設し、障害のある人の“働くこと”を支援しました。

【表 7】 福産品販売店舗「とも」販売実績

(単位：千円)

	R3	R4	R5※
常設店舗「とも」売上額	16,511	16,254	8,711

※R5 は運営事業所の変更に伴う移行作業により、販売期間が前年度よりも短かったため、売上額が減少しました。

ウ 一人一品運動の地域への展開

- ・福産品の継続的な購入を呼び掛ける「ふじのくに福産品一人一品運動」の取組として、福産品の購入機会拡大のため、年に2回(夏・冬)、県庁内での販売会を実施しました。
- ・「一人一品運動協力隊」と銘打った、県職員を対象とした福産品のセット商品の注文販売を実施し、福産品の売上拡大を支援しました。
- ・令和4年度より「一人一品運動協力隊」の取組を民間企業等にも広げることで、福産品のさらなる販路拡大を図りました。

【表 8】 県庁内販売会の売上実績

(単位：円)

区分	R3	R4	R5
夏季	－	1,102,900	1,096,360
冬季	1,110,798	1,099,580	1,133,215
合計	1,110,798	2,202,480	2,229,575

【表 9】 一人一品運動協力隊の販売実績

(単位：円)

区分	R3	R4	R5
県職員向け	2,693,000	3,320,000	3,411,000
企業向け	1,001,000※	3,028,200	2,222,320

※R3 実績は、企業等から県に個別に相談があったものを集計。R4 から「県職員向け」と「企業向け」に分けて募集。

2 事業所の収益向上につなげるための事業所への支援

(1) 福産品の競争力を高め、販売促進を図るための支援

ア 福産品の付加価値を高めるブランド力の向上

- ・マーケティング等の専門家の指導・助言により、付加価値を高めた製品を「ふじのくに福産品ブランド認定製品」として認定し、県お勧めの製品としてPRしました。令和5年度時点で累計75品をブランド認定しました。
- ・「消費者が望む、魅力あふれる、売れる商品(＝スーパー福産品)」をコンセプトに専門家による新商品開発支援を行い、福産品のブランド力向上を図りました。

【表 10】 ふじのくに福産品ブランド認定製品数

区分	R3	R4	R5	H28～累計
食品	10	6	6	51
雑貨	3	4	3	24
計	13	10	9	75

【表 11】 新商品開発支援で完成した製品

年度	商品名
R3	御前崎漁師の茶漬け
	ブロッコリーの茎を使ったスープ
	本格韓国キムチ
R4	しいたけファームが作ったドバツとしいたけ万能調味料
	富士山麓レタスふりかけ(うめ味、みそ味)
	澄んだ青色、ココロおどる富士山ブルーティー
R5	沼津肉汁餃子
	さつまいもワンダーチップ(塩・ハニーバター・ブラックペッパー)
	F e (エフイー)画伯のノベルティシリーズジッパーバッグ

イ 農福連携による障害のある人の就労機会の創出

- ・農作物の付加価値向上のため、専門家による 6 次化支援を行うとともに農福連携マルシェを開催し、販路拡大を図りました。
- ・「農福連携ワンストップ窓口」を設置し、農福連携コーディネーターによる事業所と農業分野のマッチング支援を行いました。

【表 12】 農福連携の取組状況

区分	R3	R4	R5
農福連携マルシェ	10 回	10 回	11 回
ワンストップ窓口受付件数	228 件	283 件	523 件
マッチング件数	51 件	43 件	81 件

ウ 地域の障害福祉事業所を地域全体で支援する仕組みづくり

- ・行政と障害福祉事業所、地元企業が一体となって、地域の特産品を生かした福産品の改良や販売促進をモデル的に行う「地域密着型一人一品運動」を実施しました。

【表 13】 地域密着型一人一品運動の取組市町

	R3	R4	R5
モデル市町	静岡市、沼津市、三島市	御殿場市、牧之原市	三島市、熱海市

(2) 事業所職員の支援力向上のための取組

ア 企業CSRを活用した事業所運営力の向上

- ・企業CSR連携促進コーディネーターが、企業CSR情報、マッチング事例等の情報を収集し、企業と事業所双方が閲覧できるプラットフォームをWEB上で管理し、マッチングを支援しました。

【表 14】 企業CSR連携促進コーディネーターによるマッチング件数

	R3	R4	R5
マッチング件数	32 件	34 件	34 件

イ 就労支援技術を活かした工賃向上支援力の強化

- ・農業技術についての研修や個別の専門家派遣による農業技術指導により、事業所職員の支援力強化を図りました。

【表 15】 農業技術向上支援実績

区分	R3	R4	R5
農業技術向上研修	12 回	13 回	13 回
農業技術個別支援実習	119 回	112 回	110 回

3 事業所への発注を推進するための取組

(1) 官公需拡大のための取組

ア 調達方針の策定及び県各部局間の連携による発注の推進

- ・「静岡県障害者就労施設等から物品等の調達推進本部」において、「静岡県障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を毎年度策定し、「1 所属 1 発注」の取組スローガンを掲げ、県のすべての部局が一体となり発注の推進に取り組みました。その結果、令和 4 年度には、過去最高となる 74,397 千円の発注実績を達成しました。

【表 16】 県の調達実績 (単位：千円)

区分	R3	R4	R5
物品	29,505	30,886	34,462
役務	34,453	43,511	39,751
計	63,958	74,397	74,213

イ 事業所への発注促進を図るための市町との連携

- ・県全体で事業所への発注を促進するため、各市町の具体的な発注事例を取りまとめ、共有することで、令和 5 年度には市町全体で 3 億円を超える発注実績を達成しました。

【表 17】 市町の調達実績

(単位：千円)

	R3	R4	R5
市町	239, 296	250, 670	305, 522

ウ 共同受注窓口の活用による受注の拡大

- ・官公需拡大のため、共同受注窓口の担当者と県庁内の職員による相談会を実施し、一般調達から優先調達への切り替えを推進しました。

【表 18】 障害者働く幸せ創出センターの官公需調達実績 (単位：千円)

R3	R4	R5
46, 880	51, 950	54, 745

(2) 新しい生活様式に対応した取組

ア 新しい生活様式に対応したオンライン販売の導入

- ・新型コロナウイルスの影響によりイベント等の販売機会が減少した事業所に対して、オンライン販売の導入支援をすることで、販路拡大を図りました。オンライン販売は、一定の効果はあったものの、新型コロナウイルスの収束に伴いイベント等の販売機会が回復したことから、令和4年度で事業を終了しました。

【表 19】 オンライン販売実績 (単位：件、円)

区分	R3	R4※
件数	2, 564	509
売上額	5, 539, 377	1, 917, 885

※R4 は割引キャンペーン(送料無料、商品割引)を実施しなかったこと等が影響し、件数、売上額ともに大幅に落ち込みました。

(3) 企業等からの安定的な需要確保のための取組 (新規)

ア ふじのくに福産品等SDGsパートナー認定制度の創設

- ・企業等からの継続的な発注を促進するため、年間 30 万円以上の福産品の購入や役務の発注をしている企業等を、県が「ふじのくに福産品等SDGsパートナー」として認定する制度を創設しました。認定企業等へのインセンティブとして、認定証の交付や県公式ホームページでの企業名の公表のほか、県における入札で優遇することで、事業所への発注拡大を図りました。
- ・令和5年度は、24 社・団体をふじのくに福産品等SDGsパートナーとして認定しました。

（１）事業所の受注機会を拡げるための取組

事業所の請負等の受注のうち、企業からの発注が大きな割合を占めていることから、企業と事業所を“つなぐ”ことにより企業からの受注実績を増やすことが必要です。

前計画では、福産品の認知度向上や販路拡大に取り組みましたが、事業所の生産活動の収入の５割以上は役務（下請業務、施設外就労等）が占めており、利益率についても役務の方が高いことから、福産品の周知・広報と販路拡大に向けて継続して取り組むとともに、役務の受注拡大に向けた取組を進めることが必要です。

【表 20】 事業所の生産活動収入等 (単位：千円、%)

区分	収入	経費	利益率
物販	881, 177	549, 417	37. 6
役務	1, 242, 594	378, 571	69. 5

（２）事業所の収益向上につなげるための事業所への支援

事業所においては、福産品の商品開発や商品イメージ向上のノウハウが全体的に不足しているため、消費者（企業・県民）のニーズに十分応えられていない面があります。

そのため、専門家による商品開発の支援により、福産品のブランド化を推進するなど、付加価値を向上させることが必要となっています。また、工賃の底上げのためにも、ブランド化の成功事例等を他事業所へ情報発信し、全体へ波及させる必要があります。

一方で、物販よりも利益率の高い役務の受注を増やし、収益向上を図るためにも事業所の役務受託能力の向上を支援する必要があります。

さらに、各種施策を通じた消費者の需要増に対して、一定の品質や生産量の確保に苦慮している事業所がみられることから、需要増に応える適切な供給能力を確保するため、事業所の生産性向上を支援する必要があります。

（３）事業所への発注を推進するための取組

官公需拡大のための取組を進めてきた結果、県や市町から事業所への発注実績は増加傾向にあります。

また、近年企業におけるSDGs（持続可能な開発目標）への理解が進み、SDGsに関する取組の一環として、事業所への発注や連携を行う動きが多くみられることから、事業所への発注推進に取り組む企業が社会的に評価され、それらの取組が他企業へも波及していくよう支援することが必要です。

1 県が目指す目標工賃額と各事業所が目指す目標

(1) 基本的な方針

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、障害年金等の収入に加え、生産活動による工賃収入を得ることで経済的な自立を図ることが必要です。本県では、国通知「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針（令和6年3月29日一部改正）や本県の実情を踏まえ、障害者年金を除き経済的な自立のために必要な額を月30,000円とした上で、『目指すべき目標工賃月額を30,000円^(注)』に定め、その実現のために官民一体となった取組を行います。

(2) 本計画における目標工賃月額

本計画の目標工賃については、上記「基本的な方針」の目標を目指しつつ、現状の工賃水準を踏まえ、まずは本計画の最終年度（令和8年度）までに達成すべき目標工賃月額を設定します。

	区分	目標数値	考 え 方
	各事業所が目指すべき目標工賃伸び率	対前年伸び率 5%	全体を底上げし、すべての事業所が達成すべき伸び率
当初	県目標平均工賃月額(令和8年度)	20,000円	全国トップ5並みの工賃水準額を目指す(R4年度本県30位)
改定後	県目標平均工賃月額(令和8年度)	25,000円	対前年伸び率5%を達成した場合、計画最終年度において、平均工賃月額が約25,000円となる

(3) 目標平均工賃月額と各事業所が目指すべき目標工賃伸び率の考え方

当初 前計画では、各事業所がそれぞれの平均工賃を前年から5%以上（過去に最も高い伸び率実績を参考に）引き上げることを目標としました。本計画でも、この目標を継承することとし、県目標平均工賃月額は20,000円、対前年伸び率を5%に設定します。

全ての事業所が対前年伸び率5%を達成した場合、本計画最終年度である令和8年度において、県平均工賃月額は20,499円となる見込みです。これは令和4年度実績ベースで全国4位となります。

改定後 令和6年度報酬改定による、平均工賃月額算定式の変更を踏まえ、算定式の違いにより、対前年度比に5,000円程度((新算定式)4,847円－(旧算定式)604円＝4,243円)の差が生じていることから、その差を考慮し、県目標平均工賃月額は25,000円に設定します。

【表 21】 令和 4 年度工賃実績上位県の状況

順位	県名	平均工賃月額
1 位	徳島県	22,361 円
2 位	福井県	22,211 円
3 位	高知県	20,969 円
4 位	宮崎県	20,459 円
5 位	鳥取県	20,378 円
30 位	静岡県	16,866 円

【表 22】 本県の工賃実績及び伸び率

(単位:円、%)

計画期間	H19～H23					H24～H26		
年 度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
実績(月額)	13, 309	13, 556	12, 562	13, 173	13, 652	13, 953	14, 055	14, 363
伸び率	△ 2. 6	1. 9	△ 7. 3	4. 9	3. 6	2. 2	0. 7	2. 2
計画期間	H27～H29			H30～R2				
年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2		
実績(月額)	14, 818	15, 159	15, 675	16, 285	16, 511	15, 529		
伸び率	3. 2	2. 3	3. 4	3. 9	1. 4	△5. 9		
計画期間	R3～R5							
年 度	R3	R4	R5					
実績(月額)	16, 468	16, 866	21, 713					
伸び率	6. 0	2. 4	28. 7					

(注)『目指すべき目標工賃月額 30,000 円』の考え方

障害のある人が地域で自立して単身生活を送るための必要生活費を約 103,000 円と試算した場合、障害年金等(約 73,000 円を想定)による収入との差額約 30,000 円を働くことによる工賃収入で補う必要があります。

① 1 か月あたりの生活に必要な費用 (※) 103,000 円

② 障害年金等受給額 (※) 73,000 円

差 額 (①－②) 30,000 円

(参考) 令和 4 年度平均工賃月額 16,866 円

(※) グループホームを利用する障害のある人の生活実態に関する調査等

IV

目標工賃達成に向けた県の取組

○ 県の取組方針

目標工賃達成のため、次の3項目を重点項目として掲げ、これらを連動させながら工賃向上に取り組んでいきます。

- 1 事業所の受注機会を拡げるための取組
- 2 事業所の収益向上につなげるための事業所への支援
- 3 事業所への発注を推進するための取組

1 事業所の受注機会を拡げるための取組

(1) 企業等と事業所を“つなぐ”取組の推進による受注機会の確保(拡大)

ア 「障害者働く幸せ創出センター」による事業所の受注機会の確保

- ・「障害者働く幸せ創出センター」のスタッフが、企業等を訪問し、事業所への役務の発注の呼び掛けを行い、企業等と事業所との連携・協働体制の構築を図ります。
- ・事業所に対し商業施設や地域でのイベント等における販売会への参加を斡旋し、福製品の販売機会増加を図ります。
- ・各地域の企業等と事業所間の連携を図るとともに、静岡市の拠点に情報を集約・共有することで、一体となった支援活動を実施します。
- ・センターの人員配置や予算配分の見直しを行い、企業等の役務需要の掘り起こしを強化します。

イ 農福連携による職域拡大の支援

- ・障害のある人の職域拡大を支援するため、「農福連携ワンストップ窓口」において、農作業等の掘り起こしや農業生産者と事業所とのマッチング機能を強化することで、農作業等の受注拡大を図ります。

(2) 障害のある人の“働くこと”や福製品への理解促進

ア 「障害者働く幸せ創出センター」からの情報発信

- ・事業所、企業等、障害のある人からの相談窓口を設置し、運営します。
 - ・障害のある人の“働くこと”に関する情報を、県内企業等に発信します。
- また、各事業所が受けられる下請業務や扱っている福製品に関する情報提供を行うことで、企業等から事業所への発注の促進を図ります。

- ・事業所における障害のある人の活動や福製品の展示、各種イベント、セミナーの案内など、障害のある人の“働くこと”に関して、県民に対し周知・広報を行います。
- ・事業所で製作している福製品について幅広く情報発信を行う「ふじのくに福製品WEBカタログ」等を活用し、福製品の県民への認知度向上と受注拡大を目指します。

イ 「とも」による販売促進と販路拡大

- ・静岡市と沼津市の県内2か所で福製品販売店舗「とも」を運営し、福製品の販売を通して、障害のある人の“働くこと”について、身近に感じてもらう機会を作ります。
- ・一般の方々が立ち寄りやすい店舗づくりを行い、売上げを増やすことで工賃向上を図ります。

【表 23】 福製品販売店舗「とも」の概要

	東 部	中 部
名 称	とも沼津店	とも静岡店
住 所	沼津市大手町 1-1-3 沼津産業ビル 1 階	静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合社会福祉会館 1 階
電 話	055-963-9100	054-251-8123
業務内容	福製品販売、喫茶、軽食	福製品販売

ウ 一人一品運動の地域への展開

- ・各地域での販売イベント等を通じて福製品の継続的な購入を呼び掛ける「ふじのくに福製品一人一品運動」を、県をはじめ市町や企業など県民全体に取組を広げていくことで、福製品の県民への認知度向上を図り、更なる販路の拡大を目指します。
- ・「ふじのくに福製品」の愛称やロゴマークを活用し、県HPのほか、包括連携協定企業の活用や各種イベント等、様々な場面でPR活動を行い、福製品のイメージ向上を図ります。

(1) 福産品の競争力を高め、販売促進を図るための支援**ア 福産品の付加価値を高めるブランド力の向上**

- ・マーケティング等の専門家のアドバイスなどを基に改良を行った福産品を「ふじのくに福産品ブランド認定製品」として認定し、高品質で付加価値のある商品というブランドイメージを高め、商品のPRに活用することで、福産品全体の売上増による工賃向上を目指します。
- ・市町や地元企業等と連携した商品の開発や、地域における福産品の継続購入の取組など、「地域の事業所は地域全体で支援」する仕組みの構築を目指します。
- ・地域と福祉、企業の連携を図り、地域の特産を生かした福産品の改良や地域密着での販売促進の支援を行います。
- ・専門家の助言を受けながら事業所の農産物または農産物加工品の改良を行い、販路開拓を支援することで、事業所の収益力の向上を図ります。
- ・福産品のブランド化や製品改良等に係る成功事例を事業所間で共有するための研修会を開催し、全体への波及効果を高めます。

(2) 事業所の役務受託能力向上のための取組（新規）**ア 事業所の生産性向上支援**

- ・高賃金を実現している事業所や外部専門家等による研修会等を開催し、役務の受託能力向上に向けた作業環境や工程改善等の支援を行います。

イ 事業所の農業技術向上支援

- ・外部専門家等による研修や個別指導を実施し、農作業の受託能力向上に向けた作業環境や工程改善等の支援を行います。

(3) 事業所の生産活動を拡大させるための取組（新規）**ア 生産活動に関する事業所実態調査の実施**

- ・事業所の就労支援事業(生産活動)に関するアンケート調査を行い、物販や役務に係る生産活動の基礎的なデータを収集・分析することで、事業所の生産性向上支援に向けた基礎資料とします。また、生産性向上のための共同生産の可能性を分析することで今後の施策展開につなげます。

イ 事業所の共同生産体制の構築支援

- ・事業所の生産活動において、安定した品質や高い生産量の確保が大きな課題となっていることから、複数の事業所で同一の製品を作り、供給能力の不足をカバーすることで、一定量を安定的に生産するための共同生産体制の構築を検討します。

ウ 事業所の生産設備導入支援

- ・業務のIT化やDX(データやデジタル技術を使って、顧客目線で新たな価値を創出していくこと)の推進に資する設備をはじめ、事業所における生産設備導入に対する支援を行うことで、ハード面の改善を図り、それにより工賃が向上した事業所を好事例モデルとして情報発信することで、生産性向上につなげます。

(1) 官公需拡大のための取組**ア 調達方針の策定及び県各部局間の連携による発注の推進**

- ・ 県の各部局が障害者就労施設等に対する発注の促進について共通認識を持ち、積極的な優先調達を推進するため、「静岡県障害者就労施設等からの物品等の調達推進本部会議」を毎年度当初に開催します。調達方針を策定し、当該年度の県としての調達目標額を定め、目標達成に向けてすべての部局が一体となって発注することを促していきます。

イ 事業所への発注促進を図るための市町との連携

- ・ 市町の発注実績は増加傾向にあり、官公需への理解が進んでいるところですが、更なる発注拡大に向けて、市町ごとの発注実績や具体的な発注事例を取りまとめて情報提供するなどして、市町に対し一層の発注を促します。

ウ 共同受注窓口の活用による受注の拡大

- ・ 障害者働く幸せ創出センターと静岡県社会就労センター協議会が連携を図りながら、共同受注窓口業務の運営を推進し、官公需の拡大を図ります。

(2) 企業等からの安定的な需要確保のための取組**ア ふじのくに福産品等SDGsパートナー認定制度の推進**

- ・ 認定数拡大のため、同制度の周知・広報に取り組むとともに、認定企業等の取組内容を発信することで、他企業への波及効果を高め、事業所への発注拡大を促進します。

＜参考資料＞

1 工賃向上計画の経緯

時 期	内 容
平成 19 年 7 月 6 日 計画期間: H19～23	＜国指針＞「工賃倍増5か年計画」を推進するための基本的な指針 目標設定: 原則として平成 18 年度の工賃実績の平均額の倍以上の水準を目指すこと (考え方: 単身の衣食住の出費に必要な最低水準を「月 10 万円」に設定。障害者年金(月額 6 万 6,000 円)に加え、工賃を倍増させ 3 万円とすることで「月収 10 万円」に近づけたい)
 平成 20 年 3 月 28 日 計画期間: H19～23	＜県指針＞障害のある人の工賃水準向上のための取組指針策定 工賃水準目標額: → <u>30,000 円 (月額)</u> GHでの1か月の生活費 93,000 円 障害基礎年金 66,000 円 <u>△27,000 円</u>
	
平成 24 年 4 月 11 日 計画期間: H24～26	＜国指針＞「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針 目標設定: 都道府県における経済状況などを踏まえ、<u>適正な水準を設定</u>すること。 <u>「工賃倍増5か年計画」は廃止する。</u>
 平成 24 年 12 月 27 日 計画期間: H24～26	＜県指針＞障害のある人の工賃水準向上のための取組指針(改定版)策定 工賃水準目標額→ <u>30,000 円 (月額)</u> を継承
	
平成 27 年 3 月 24 日 計画期間: H27～29	＜国指針＞「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針(一部改正) 障害者優先調達推進法に基づき、積極的な発注に取り組むことを明記
 平成 28 年 2 月 計画期間: H27～29	静岡県工賃向上計画 平成 27 年度から 29 年度までの新しい工賃向上計画を策定 工賃水準目標額→ <u>30,000 円 (月額)</u> を継承 工賃目標伸び率→ <u>対前年 5 %</u>を設定
	
平成 30 年 2 月 28 日 計画期間: H30～32	＜国指針＞「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針(一部改正) 事業所の取組として、施設外就労等への支援を明記
 平成 30 年 3 月 計画期間: H30～R2	静岡県工賃向上計画 平成 30 年度から令和 2 年度までの新しい工賃向上計画を策定 工賃水準目標額→ <u>30,000 円 (月額)</u> を継承 工賃目標伸び率→ <u>対前年 5 %</u>を継承
	
令和 3 年 3 月 10 日 計画期間: R3～5	＜国指針＞「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針(一部改正) 工賃月額に応じた報酬算定にあたり事業所は工賃向上計画の作成が要件となる旨明記
 令和 3 年 6 月 計画期間: R3～5	静岡県工賃向上計画 令和 3 年度から 5 年度までの新しい工賃向上計画を策定 工賃水準目標額→ <u>30,000 円 (月額)</u> を継承 計画の最終年度に達成すべき目標額→ <u>20,000 円 (月額)</u> を設定 工賃目標伸び率→ <u>対前年 5 %</u>を継承
	

令和6年3月 29 日 計画期間:R6～8	<国指針>「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針(一部改正) 令和6年度から前年度の平均工賃月額の算定方法が見直されている点を明記
 令和6年6月 計画期間:R6～8	静岡県工賃向上計画 令和6年度から8年度までの新しい工賃向上計画を策定 工賃水準目標額→ <u>30,000 円</u> (月額) を継承 計画の最終年度に達成すべき目標額→ <u>20,000 円</u> (月額) を設定 工賃目標伸び率→ <u>対前年 5 %</u> を継承 計画の最終年度に達成すべき目標額→ <u>25,000 円</u> (月額) に改定 (令和 7 年 3 月)

2 静岡県の就労継続支援B型事業所数等の状況

項 目	R3	R4	R4-R3
事業所数	425 か所	447 か所	+22
支払総額	1,598,576 千円	1,708,995 千円	+110,419
延べ人数	97,072 人	101,327 人	+4,255

3 就労継続支援B型事業所の静岡県及び全国平均工賃実績 (単位: 円)

根 拠	国指針:「工賃倍増5か年計画」を推進するための基本的な指針					
計画期間	H19	H20	H21	H22	H23	平均伸び率
目標工賃	平成 23 年度までの目標月額 30,000 円					
実績(月額)	13,309	13,556	12,562	13,173	13,652	0.8%(H19~H23)
全 国	12,600	12,587	12,695	13,079	13,586	1.9%(H19~H23)

根 拠	国指針:「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針			
計画期間	H24	H25	H26	平均伸び率
目標工賃	15,000	20,000	30,000	
実績(月額)	13,953	14,055	14,363	1.5% (H24～H26)
全 国	14,190	14,437	14,838	2.3% (H24～H26)

根 拠	国指針:「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針(一部改正)			
計画期間	H27	H28	H29	平均伸び率
目標工賃	H29 までに月額 30,000 円 及び対前年 5 %			
実績(月額)	14,818	15,159	15,675	2.9% (H27～H29)
全 国	15,033	15,295	15,603	1.9% (H27～H29)

根 拠	国指針:「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針(一部改正)			
計画期間	H30	R1	R2	平均伸び率
目標工賃	R2 までに月額 30,000 円 及び対前年 5 %			
実績(月額)	16,285	16,511	15,529	△2.3% (H30～R2)

全 国	16, 118	16, 369	15, 776	△2.0% (H30～R2)
-----	---------	---------	---------	----------------

根 拠	国指針:「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針(一部改正)			
計画期間	R3	R4	R5	平均伸び率
目標工賃	R5 までに月額 20,000 円 及び対前年 5 %			
実績(月額)	16,468	16,866	21,713	15.6% (R3～R5)
全 国	16,507	17,031	23,053	19.3% (R3～R5)

4 障害者働く幸せ創出センターの概要

「障害者働く幸せ創出センター」は、障害のある人の働くことに関する相談窓口や、情報提供等の支援を通じて、障害のある人の「働く幸せ」を応援する目的で静岡県が設置した福祉と産業界、地域をつなぐ拠点施設です。

○開 館 日 月曜日～金曜日・第4日曜日（祝日及びお盆、年末年始を除く）

○開 館 時 間 午前9時～午後5時30分

○R3 運営委託先 NPO法人オールしずおかベストコミュニティ

○連 絡 先

〒420-0031

静岡県静岡市葵区呉服町 2-1-5

5 風来館 4 階

TEL: 0 5 4 (2 5 1) 3 5 1 5

FAX: 0 5 4 (2 5 1) 3 5 1 6

Mail: info@all-shizuoka.or.jp

<http://www.all-shizuoka.or.jp>



5 関係団体

名称	開館日・開館時間	連絡先
NPO法人 オールしずおか ベストコミュニティ	月曜日～金曜日・第4日曜日 (祝日及びお盆、年末年始を除く) 午前9時～午後5時30分	静岡市葵区呉服町 2-1-5 5 風来館 4 階 TEL: 054-251-3515 FAX: 054-251-3516
一般社団法人 静岡県社会就労センター 協議会	月曜日～金曜日 (祝日及びお盆、年末年始を除く) 午前9時～午後6時	静岡市葵区呉服町 2-1-5 5 風来館 4 階 TEL: 054-204-5088 FAX: 054-204-5089
NPO法人 静岡県作業所連合会・わ	月曜日～金曜日 (年末年始、夏季休業日、祝祭日を除く) 午前9時～午後5時	静岡市葵区駿府町 1-27 TEL: 054-275-0070 FAX: 054-275-0072

静岡県工賃向上計画

（令和6年度～令和8年度）

静岡県健康福祉部障害者支援局 障害者政策課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6

TEL 054-221-3619 FAX 054-221-3267